

■マイナンバーカードはお持ちですか？

市民課 865・1232

令和6年度に予定されている健康保険証・運転免許証とマイナンバーカードの一体化を踏まえ、マイナンバーカード申請について説明します。

▼マイナンバーカード窓口（市民課）について

- ・平日（8時30分～17時15分）
- ・毎週木曜日は延長（18時15分まで）
- ・休日窓口（月1回設置）
- ※7月の休日窓口：7月22日（土）8時30分～12時



詳細はこちら
市民課 HP

市民の76%以上が
マイナンバーカード
持つとるよ！



▼マイナポイント申し込み期限は令和5年9月末

マイナポイントの申し込みは、令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。9月末の申込期限間際には、窓口やポイント申し込みサイトの混雑が予想されます。お早めにカードを受け取り、手続きしてください。

▼新規事業！マイナンバーカード出張申請「職員お届けサービス」

75歳以上の高齢者や身体障害・要介護などで外出困難な人については、職員が申請の受け付けに伺い、出来上がったマイナンバーカードも自宅まで直接お持ちするサービスを実施しています。12月25日（月）までに市民課に電話またはメール（simnh@city.niihama.lg.jp）でお申し込みください。（予約制）。※当日は介助者などの同席をお願いいたします。

※必要書類がそろわないなど、マイナンバーカードをお届けできない場合には、市民課窓口でカードをお渡しします。



必要書類が
そろってれば
家までお届け！

▼マイナンバーカード代理交付について

マイナンバーカードの交付は、原則、申請者本人の来庁が必要ですが、「やむを得ない理由」があり、本人の来庁が困難と認められる場合に限り代理交付が認められます。必要な物を用意することで代理者がカードを受け取ることができます。

【やむを得ない理由に該当する場合の例】

- ・病気、身体などの障害
- ・成年被後見人
- ・被保佐人、被補助人
- ・中学生、小学生、未就学児
- ・高専生、高校生
- ・75歳以上の高齢者
- ・長期入院者
- ・施設入所者
- ・要介護、要支援認定者
- ・妊婦
- ・長期（国内外）出張者
- ・海外留学生

※「仕事が多忙」はやむを得ない理由に該当しません。

※中学生以下、75歳以上の高齢者の場合、証明書類は不要です。

【代理交付に必要な持ち物】

- ・交付通知書（はがき）
- ・本人の通知カード／住民基本台帳カード（所持している場合のみ）
- ・本人の来庁が困難であることの証明書類（身体障害者手帳、学生証、介護保険証など）
- ・本人と代理人の本人確認書類

- 本人・・・①A2点
- ②A1点とB1点
- ③B3点（顔写真付き証明書1点を含む）
- 代理人・・・①A2点
- ②A1点とB1点

本人確認書類の例

A	B
顔写真付き公的身分証明書（運転免許証・パスポートなど） ・健康保険証 ・介護保険証 ・医療受給者証 ・学生証	・年金手帳（証書も可） ・個人番号カード顔写真証明書 など

※本人の顔写真照合のため、代理交付には顔写真付き身分証明書の提示が必要です。顔写真付き身分証明書を所持していない人は個人番号カード顔写真証明書をご利用ください。

代理交付についての詳細はこちら（市民課HP）



■銅婚の里 新居浜 「銅婚ウィーク」

観光物産課 ☎65・1261

結婚記念日として、「金婚式」や「銀婚式」が有名ですが、実は、結婚7年目は「銅婚式」と呼ばれています。かつて世界有数の銅の産出量を誇った新居浜市では銅にゆかりがある土地として「銅婚の里」を目指しています。



▼日程

7月1日(出)〜9日(日)

※7月4日(火)は休館日

▼場所

あかがねミュージアム

▼対象

2016年に結婚されたご夫婦（お子さんも一緒に楽しめます）

▼問い合わせ先

あかがねミュージアム

☎31・0305



銅婚の里
にいほま HP

今年銅婚式を迎える夫婦を対象としたイベント「銅婚ウィーク」を開催します。ぜひ、あかがねミュージアムで、銅婚式の思い出をつくってください。条件を満たした先着100組には、銅婚式のお祝いに記念品とあかがねポイント5千ポイントをプレゼント。
※一部、事前予約が必要なワークショップがあります。

幸せの音色、
銅婚の鐘を鳴らそう♪



■第37回市民一斉清掃を行います！

廃棄物対策課 ☎65・1252

「わたしたちのまちは、わたしたちの手で美しく」をスローガンに4年ぶりに市民一斉清掃が実施されます。新居浜市環境美化推進協議会を中心とした、ごみのない美しいまちづくりにご協力をお願いします。

▼日時

7月30日(日) 午前6時から8時まで

※活動時間は1時間以内とし、清掃開始時間は、各自治会・各団体が設定してください。

※雨天の場合は、8月6日(日)に延期します（防災無線でお知らせします）。

▼清掃場所

河川、海岸、道路、公園、広場など公共の場所



過去に実施した市民一斉清掃の様子

※清掃用具は、各自治会・団体で用意してください。ごみ袋は、事務局（廃棄物対策課）で用意します。

※清掃センターに搬入できるごみ

燃やすごみ（紙くず、プラスチックなど）・びん・缶など

▼注意事項

ごみは、ボランティア専用ごみ袋（燃やすごみ、不燃ごみ、びん・缶の3種類）を使用し、ごみ袋の表示に従い、分別してください。

例年、剪定くずが多く搬入されています。土砂、剪定くず、家庭ごみ、事業系ごみは搬入できませんので、絶対に出さないようにしてください。

清掃センターに搬入できるのは7時から1時までです。最終処分場（菊本町）は休業日です。

■国保課からのお知らせ

国保課

☎ 65 - 1230 (国民健康保険)
☎ 65 - 1170 (後期高齢者医療)

▼国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します!

国民健康保険の保険証を8月1日付けで更新します。
新しい保険証(水色)は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月以降は新しい保険証を提示してください。
※有効期限切れの古い保険証(緑色)は、細かく切つて処分するか、国保課または各支所へ返却してください。



国保課 三木

新しい保険証を
お届けします

▼入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。なお、8月初めは窓口が大変混雑しますので、余裕を持って更新の手続きをお願いします。

【受付開始】 7月18日(火)

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な人の被保険者証
 - ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
 - ・来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ※別世帯の人が来庁し申請する場合は、国保課までお問い合わせください。

▼令和5年度の国民健康保険料について

国民健康保険料については、健全な運営のため、令和4年度から順次、見直しを行っていきます。令和5年度の保険料決定通知書を、7月中に納付義務者である世帯主へ郵送します。
国民健康保険は、加入者皆さんが保険料を出し合い、国・県の負担金と合わせてお互いを助け合う制度です。納期限内納付をお願いします。

▼後期高齢者医療被保険者証(保険証)を更新します!

後期高齢者医療保険の保険証を令和5年8月1日付けで更新します。
新しい保険証(桃色)の負担割合は1割・2割・3割のいずれかで、7月中にオレンジ色の封筒の簡易書留にて郵送します。
更新の前月に保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

▼令和5年度後期高齢者医療保険料の決定について

令和5年度の保険料額決定通知書を郵送します。保険料についての詳しい内容は保険証と同封のパンフレットをご覧ください。

【納付方法】

- 保険料の納付方法は次の①または②のどちらかになります。
- ① 年金から天引き(特別徴収)
 - ② 口座振替または納付書による金融機関やコンビニでの納付(普通徴収)

※前年度と納付方法が変更になっている人もいますので、通知書を必ずご確認ください。

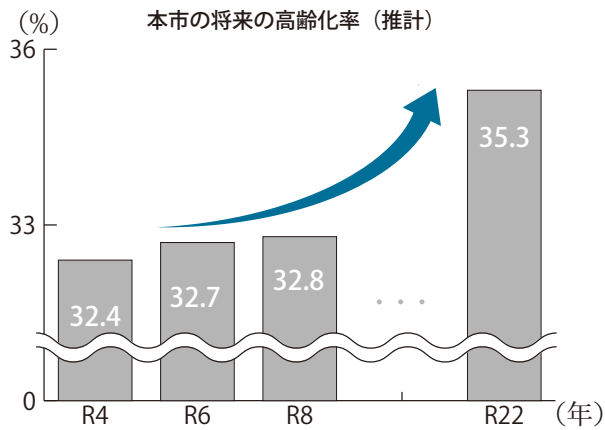


国保課 山本

オレンジ色の封筒が
届きます

65歳以上の皆さんへ 納めて安心！ 介護保険料

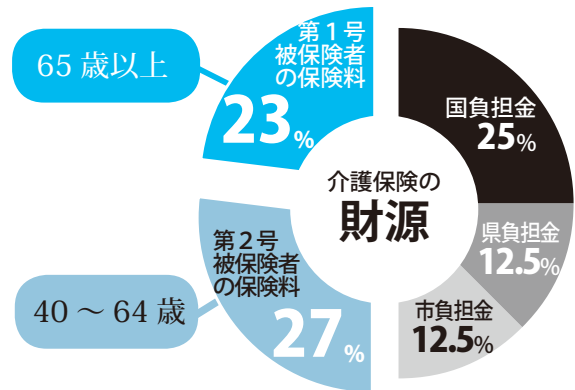
介護福祉課 ☎ 65-1241



本市の高齢化率は32.5%（令和5年3月末現在）となり、超高齢社会に突入しています。介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために社会全体で支え合う制度です。

▶介護保険料の財源

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（令和3～5年度）

保険料段階 (保険料率)	対象者		保険料 年額 (円)
第1段階 (基準額×0.3)	本人が住民税非課税 非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額*と課税年金収入額の合計額が80万円以下	22,600
第2段階 (基準額×0.5)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	37,800
第3段階 (基準額×0.7)		上記2段階以外	52,900
第4段階 (基準額×0.85)	本人が住民税非課税 課税世帯	世帯内には住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200
第5段階 基準額		上記第4段階以外	75,600
第6段階 (基準額×1.20)	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階 (基準額×1.25)		合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	94,500
第8段階 (基準額×1.50)		合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400
第9段階 (基準額×1.70)		合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満	128,500
第10段階 (基準額×1.80)		合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満	136,000
第11段階 (基準額×1.85)		合計所得金額が500万円以上	139,800

*「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで。

▶介護保険料

介護保険の第1号被保険者になる65歳からは、介護保険料を直接市に払うことになります。令和5年度の介護保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に送付します。



▶負担割合証（黄色）の更新

現在お持ちの介護保険負担割合証は、7月31日(月)で適用期間が終了します。

新しい負担割合証を7月中旬に郵送しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。